

愛知県後期高齢者医療広域連合契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太田稔彦

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第1号

愛知県後期高齢者医療広域連合契約規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合契約規則（平成19年広域連合規則第18号）の一部を次のように改正する。

第22条及び第23条第4号中「記名押印」を「記名」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。